

あおぞら八重垣別館運営規程

令和3年4月1日

第1条（事業の目的）この規程は、介護付有料老人ホーム「あおぞら八重垣別館」が指定特定施設入居者生活介護事業・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の実施に当たって、法令及びあおぞら八重垣利用入園契約書第4条の定めるところにより、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者はこの運営規定に従って事業の円滑な運営を行うとともに、入園者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう援助することを目的とします。

第2条（運営の方針）「あおぞら八重垣別館」は、介護保険の要介護要支援等認定を受けた入園者に対して、法令に定める事項を定めた計画に基づき行われる、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上の世話・支援であって法令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をを行い、入園者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、入園者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営み、生活の質の向上を図ることができるよう支援します。

2 「あおぞら八重垣別館」が提供するサービスは、老人福祉法令・介護保険法令及び関係する厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。

3 「あおぞら八重垣別館」では、「理解と受容、発達保障、情報公開」の基本理念と、「わがままを言ってください、きれいになってください、たのしんでください」との三つのお約束を掲げ、入園者の人格を尊重し、常に入園者の立場に立った、入園者が必要とする適切なサービスの提供をします。

4 サービスの提供にあたり、法令の定める事項を定めた個別のサービス計画を作成し、入園者・家族の同意を受け、計画に従ってサービスを提供します。

5 機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施します。

6 個人情報の使用に当たっては、あらかじめ使用目的を明示し本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の趣旨に沿って、個人情報の保護・管理につとめます。

7 法令を遵守し、高齢者虐待及び類似行為の防止に努めます。

第3条（職員の職種、員数及び職務内容）あおぞら八重垣別館に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りです。但し、法令の認める範囲内での員数の変動は許容されるものとします。

<あおぞら八重垣別館>

- 1 園長（園を代表し職員を統率指揮する）1名
- 2 計画作成担当者（入園者個別計画を作成する）2名（内1名園長兼務）
- 3 生活相談員（介護保険等入園者相談に応ずる）2名
- 4 介護主任（介護職員を兼務し介護職員を統率指揮する）2名
- 5 介護職員（介護及び介護予防その他のサービス）18名
- 6 機能訓練指導員（介護及び介護予防の機能訓練）2名
- 7 看護職員（健康管理及び医療）3名
- 8 管理栄養士・栄養士（調理職員を統率し給食栄養を管理）1名
- 9 調理職員（給食調理配下膳その他調理全般）7名

10 洗濯職員（入園者衣類の洗濯管理）1名

11 その他の従業者 1名

合計 39名

第4条（入園定員及び居室数）入園定員は「あおぞら八重垣別館」60名、居室数は60室
第4条の2（一時介護室）医務室内に一時介護室（定員1名）を設置し、診療中の急変に備えます。

第5条（入居者生活介護の内容）「あおぞら八重垣別館」における指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は、別添の「介護・介護予防サービス一覧表」に示します。

第6条（利用料及びその他の費用の額）一時金を含む施設の利用及び介護・介護予防サービス利用に関する利用料及びその他利用者が負担する費用の額は、利用契約書に定める通りです。

第7条（介護居室変更又は一時介護室の利用）利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、「重要事項説明書」の規定の通りです。

2 一時介護室における介護がより適切であると園長が判断した場合は、医師の意見を聴き、本人家族の意向も確認の上、一時介護室に移して介護させていただきます。

3 一時介護室からもとの居室、又は、居室から他の居室へと居室の住み替えが必要となった場合は、医師の意見を聴き、本人家族の意向を確認の上、実施します。

第8条（施設の利用に当たっての留意事項）入園者は善良な利用者として、契約書の使用上の注意等を遵守するものとします。

第9条（緊急時における対応）利用者の心身の状況について重度化・異変その他緊急事態が生じたとき、囑託医又は協力医療機関と連絡を取り、マニュアルに従い適切な対応を行います。マニュアルについてはあらかじめ利用者・家族の同意を得るものとします。

第10条（非常災害対策）スプリンクラー、火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠して設置します。非常災害が発生した場合は、消防防災計画に従い、入園者の安全確保のため避難等適切な処置を講じます。非常時に備え地域の関係機関と連絡を取り入園者も参加して訓練を定期的実施します。

第11条（その他運営に関する重要事項）その他運営に関する重要事項として、事業者の守秘義務、損害賠償義務、高齢者虐待防止、苦情処理等について法令に沿った指針・マニュアル等を規定し適切に対処します。

2 火災等災害発生時など近隣の協力を得られるよう、平素から周辺地域との連携を重視し、交流・協力を努めます。

3 縣市町村の行う苦情対策・情報開示などの事業には積極的に参加・協力します。

4 この規程の定める事項のほかに、入居者生活介護事業等サービスの提供に重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、入園者本位の立場から適切な処理に当たります。

5 前項の対応策と結果については必要な場合、入園者の運営協議会等の場で説明し入園者の理解を求めます。

付則 この規程は、令和3年4月1日より施行します。 （以上）